

呉市営墓地に係る管理運営  
に関する基本方針  
(案)

令和元年 11 月

呉 市

## 目 次

第1章 基本方針策定の目的	1
第2章 市営墓地の現状	2
1 市営墓地の概要	2
2 市営墓地の現況	3
3 市営墓地の返還状況	3
4 承継手続の未実施	3
5 市民ニーズの多様化	4
第3章 市営墓地の課題	5
1 維持管理費の増加	5
2 無縁墳墓の増加	5
3 市民ニーズへの対応	5
第4章 墓地需要の予測	6
1 人口推計による死亡者数	6
2 墓地需要の予測	6
第5章 今後の市営墓地の在り方	7
1 市営墓地の必要性	7
2 基本方針	8
3 今後の方向性と施策の方針	
(1) 民間墓地等との役割分担による市民ニーズへの対応	9
ア 合葬式市営墓地の整備の検討	9
(2) 既存市営墓地の管理運営の効率化	
ア 新規申込み受付の停止	10
イ 市営墓地ごとの管理区域の縮小	10
ウ 受益者負担の導入	10
(3) 利用者情報の適正管理	
ア 墓地使用权承継の勧奨	11
イ 無縁墳墓の適正処理	11
ウ 墓地使用权の承継者の生前指名制度の導入	12
4 その他	13
参考資料	14

## 第1章 基本方針策定の目的

呉市における市営墓地（13か所、約8,000区画）については、戦前に造成されたものが多いことから、経年に伴い、土木構造物である法面や石垣、排水等の施設の老朽化（以下「施設の老朽化」といいます。）が著しいことに加え、自然災害やイノシシによる被害などが多発しています。また、少子高齢化・核家族化の進展、50歳時（生涯）未婚率の上昇（巻末資料）、家意識の希薄化、価値観の多様化など社会環境の変化により、管理が行われていない無縁墳墓<sup>2</sup>が増加し、墓地環境を悪化させるなどの問題も発生しています。

このような状況の中で将来にわたって市営墓地を適正に管理運営していくためには、市営墓地が抱える様々な課題を総合的に捉え、効率的で効果的な施策を推進する必要があります。

こうしたことから、今後の市営墓地の適正な管理運営を図っていくため、「呉市営墓地に係る管理運営に関する基本方針」（以下「本方針」といいます。）を策定するものです。

なお、呉市内には、市営墓地以外に呉市条例又は規則により設置されている墓地として、市有墓地<sup>3</sup>（11か所、約510区画）及び公園墓地<sup>4</sup>（2か所、約1,100区画）がありますが、これらの墓地は市営墓地に比べ施設として新しく、墓参に必要な設備も整備されていることから、本方針における直接の対象とはしていません。

---

<sup>1</sup> 市営墓地の区域のうち、各使用者に使用許可している墓地区画内の清掃等は各墓地使用者が行うこととしている。

<sup>2</sup> 無縁墳墓とは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第3条において、「死亡者の縁故者がいない墳墓」と規定されている。

<sup>3</sup> 市有墓地は、呉市公共事業の実施に伴う呉市有移転墓地規則（昭和60年呉市規則第27号）に基づき、呉市内で実施される公共事業の区域内にある個人墓地の移転先として整備された一般会計で管理運営している施設です。公共事業の実施という行政目的のために個人墓地の移転を余儀なくされた者のみを使用できるもので、不特定の人が使用する市営墓地とは区別している。

<sup>4</sup> 公園墓地は、呉市公園墓地条例（平成16年呉市条例第20号）及び呉市公園墓地条例施行規則（平成16年呉市規則第9号）に基づき、合併前の旧川尻町及び旧音戸町が造成したもので、使用者が納付した管理料を財源として設置した基金により維持管理する形態の施設で、川尻公園墓地及び音戸墓園ともそれぞれ旧町において特別会計で管理運営していたものを引き続き特別会計で管理運営している。

## 第2章 市営墓地の現状

### 1 市営墓地の概要

市営墓地は、呉市墓地条例（昭和30年呉市条例第32号）及び呉市墓地条例施行規則（昭和30年呉市規則第50号）に基づき、呉市に住所を有する世帯主等に墓地区画を提供するため一般会計で管理運営している施設であり、13か所で約8,000区画あります。

使用を許可する面積は、一人につき6平方メートル以内で、使用許可時に永代使用料として、1平方メートルにつき2,500円（蒲刈墓地については、上段：35万円、下段：40万円）を徴収しており、昭和42年に改定して以来、据え置いています。また、維持管理に必要な管理料等は徴収していません。

駐車スペース<sup>5</sup>のある墓地は4か所、トイレのある墓地は1か所、水道設備のある墓地は11か所（このほか2か所の墓地については、山水を利用）となっています。

平成31年3月31日現在

墓地名	造成年度	総区画数	使用中の区画数	空き区画数	駐車スペース	水道施設
警固屋	昭和10年	274	161	113	無	有
室瀬	大正11年	230	213	17	無	有
坪内	昭和4年	168	142	26	無	有
神原	昭和6年	749	700	49	有	山水
古江	大正12年	810	652	158	無	有
鹿田	大正13年	529	429	100	無	有
望地	昭和7年	672	547	125	無	有
江原	大正11年	867	690	177	無	有
二河	昭和15年	2,443	2,258	185	有	有
二川	昭和11年	256	235	21	無	有
塩屋	昭和13年	334	295	39	無	有
吉浦	昭和24年	620	568	52	有	有
蒲刈	平成13年	43	32	11	有	山水
計		7,995	6,924	1,071		

※空き区画には使用不可区画を含む。

<sup>5</sup> 市営墓地には駐車場を設置している墓地はなく、敷地内の管理道等に駐車して墓地を利用する形態となっている。

## 2 市営墓地の現況

市営墓地の多くは、山間の谷間や急傾斜地などの立地条件が悪い場所に段々畑状に急場しのぎ的に設置され、墓地区画は不定形地が多く存在しています。

全13か所のうち、蒲刈墓地以外は昭和24年以前に造成され、70年から100年近く経過しており、施設の老朽化が著しいのが現状です。

また、全区画のうち約8割（約6,200区画）が、急傾斜地崩壊危険区域や山腹崩壊危険地区など災害の危険のある区域に造成されており、自然災害に対してぜい弱です。

このように、市営墓地は、施設の老朽化が著しいことに加え、雑木が巨木化・老木化し、倒木するなど様々な障害が発生しています。加えて、近年ではイノシシが法面等を掘り起こすなどし、降雨による法面崩壊を誘発する原因ともなっています。

また、過去の大雨や台風においても、幾度となく自然崖、石垣又はコンクリート擁壁等が倒壊し、墓石等に損傷を与えるなどの被害が発生しています。特に、平成30年7月豪雨では、墓地区域内の石垣やコンクリート擁壁の倒壊だけでなく、背後地の法面の大規模崩落により墓地区画内に多量の土砂及び流木等が流れ込み、多くの墓石等が倒壊したり流失したりするなど、管理上予測できない箇所で大被害が発生しました。

## 3 市営墓地の返還状況

市営墓地の区画返還件数の推移は下表のとおりです。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
92件	108件	91件	92件	172件	160件

平成29年度及び平成30年度において返還件数が多いのは、既に民間事業者の区画割り墓地や合葬墓、納骨堂（以下「民間墓地等」といいます。）を使用しているなどの理由により市営墓地が不要であることが実態調査により判明した使用者に対して、返還手続の勧奨を行ったことによる効果です。

今後も引き続きこうした不要墓地の返還勧奨を行っていくこととしますが、民間墓地等の整備が進むにつれ、立地条件の悪い市営墓地の返還が進んでいる状況にあり、今後もこの傾向は続くものと思われまます。

## 4 承継<sup>6</sup>手続の未実施

蒲刈墓地を除く市営墓地は、供用後70年以上経過しており、許可や承継承認を得ていた使用者が代替わりしているにもかかわらず、その後、適切に承継手続が行われていないことなどにより、実際の使用者が把握できない状況となっている区画が多数存在しています。

市営墓地の使用の地位の承継は、原則として現使用者が死亡しなければ承継手続が行えない取扱いとしていることもあり、事情を知らない承継者が市営墓地であるとの認識を持っていないことや、承継手続が必要であることを認識していないことにより、手続が執られないまま使用されている例が多く見られ、使用者の把握ができなくなる大きな

<sup>6</sup> 承継とは、使用者が死亡した場合に、祭祀主宰者が、引き続き市営墓地を使用する許可を受ける行為のことである。

要因となっています。

また、これらの承継手続が実施されていない区画の中には、承継者がおらず、いわゆる無縁墳墓となっているものも多数あると推測されます。

市営墓地における無縁墳墓は、墓参者がいないため、草刈りや清掃など区画の管理（手入れ）が行われず、市営墓地全体の環境悪化の一因となっています。

少子化、核家族化やお墓に関する意識の希薄化などから、こうした承継手続が行われない区画や無縁墳墓は、増加傾向にあります。

## 5 市民ニーズの多様化

市営墓地の利用申込みがあり、空き区画を現地案内した場合でも、区画までの距離が遠い、階段があるなどの理由により使用許可申請に至らない場合が多数あります。また、多くの申込者は自動車で行くことができる墓地を希望していますが、前述のとおり、立地的な制約等から駐車スペースを確保することが困難な市営墓地が多数あります。

加えて、使用者が高齢となったことで、立地条件の悪い市営墓地への墓参が困難となってきたことや承継者が遠方に居住しているなどの理由で、市営墓地を返還し民間墓地等へ改葬<sup>7</sup>する事例が多くなっています。

さらに、市民の墓地に対する意識も変化してきており、墓地の承継者がいないという不安やお墓のことで子孫に負担をかけたくないと思う使用者が増加しています。このため、民間の寺院等による墓地において遺骨を一定期間の保管後に共同埋蔵し、合わせて、永代にわたって供養と管理を行う、いわゆる永代供養墓の需要が高まっているとともに、市営墓地においても合葬式墓地<sup>8</sup>整備の要望があります。

### 【市営墓地申込者数等の年度別推移】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
前年度からの繰越	59件	58件	59件	55件	61件
新規申込み	6件	27件	21件	24件	15件
申込み取下げ	5件	8件	2件	3件	7件
新規使用許可数(蒲刈墓地及び換地を除く。)	1件	19件	23件	15件	10件
案内した空区画数	4区画	227区画	151区画	95区画	100区画
使用許可申請率	25.0%	8.4%	15.2%	15.8%	10.0%
翌年度への繰越	58件	59件	55件	61件	59件

※市営墓地の使用許可までの流れは、①申込み→②現地案内→③使用許可申請→④使用許可となっている。

※蒲刈墓地は随時使用許可しており、新規申込み手続が不要なため使用許可申請件数から除いている。

※市営墓地内での換地による使用許可件数も除いている。

<sup>7</sup> 改葬とは、埋蔵された遺骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことである。

<sup>8</sup> 合葬式墓地とは、一つの施設の中に多数の遺骨を一緒に埋蔵する施設のことである。

## 第3章 市営墓地の課題

### 1 維持管理費の増加

施設の老朽化が著しい市営墓地を適正に管理するためには、改修費など多額の維持管理費が必要です。

特に、平成30年7月豪雨では、墓地敷地内の法面崩壊等に限らず敷地外の背後地法面が崩壊し土石流が発生したことにより、墓石類の流出や墓地内に大量の土砂が流入するなど大規模な被害を受けており、被災箇所の復旧には莫大な予算と時間を要しています。

また、被災箇所を復旧しても、災害の危険のある区域に立地し、かつ施設の老朽化が著しい墓地では、今後も予測できない箇所が崩壊するおそれがあるなど維持管理が困難となっています。

### 2 無縁墳墓の増加

市営墓地は供用後100年近くを経過しているものもあり、年数の経過に伴い使用者の所在や生存確認を十分に把握することが困難となる傾向にあり、無縁墳墓は更に増加するものと推測されます。

また、少子化など様々な社会環境の変化に伴い、全国的にみても無縁墳墓は増加傾向にあり、無縁化防止対策は喫緊の課題です。

### 3 市民ニーズへの対応

多様化した市民ニーズに対応するため、従来の区画割り墓地ではなく、新たな形態の墓地施設の整備を検討する必要があります。

## 第4章 墓地需要の予測

我が国では急速な少子高齢化が進んでおり、本市においても年齢3区分における0歳～14歳の人口割合が昭和35（1960）年では28.9%であったものが、平成27（2015）年には11.3%に減少する一方、65歳以上の人口割合は6.8%から33.3%に増加するなど少子高齢化の傾向（巻末資料参照）は例外でなく、今後も一定の墓地需要が見込まれます。

社会環境の変化や墓地に対する市民ニーズが多様化する中で、墓地需要を正確に把握することは容易なことではありませんが、本方針の策定に当たり、これまで多くの自治体で広く採用されている「大阪府方式<sup>9</sup>」により、本市の人口推計に基づき令和22（2040）年までの墓地需要の予測を行いました。

### 1 人口推計による死亡者数

国立社会保障・人口問題研究所が行った本市の人口推計によると今後5年ごとの死亡者数は令和3（2021）年から令和7（2025）年までの16,609人がピークで以後は減少すると推計されています。

【人口推計による死亡者数の推移】

西 暦	2016～2020年	2021～2025年	2026～2030年	2031～2035年	2036～2040年
死亡者数	16,266人	16,609人	16,485人	16,254人	15,650人
年平均	3,253人	3,322人	3,297人	3,251人	3,130人

### 2 墓地需要の予測

人口推計による死亡者数を基に、本市における令和22（2040）年までの墓地需要の予測を行った結果、年間平均で約450の墓地需要が見込まれます。

【墓地需要数推計】

西 暦	推計死亡者数 ①	定着係数 ②	傍系世帯率 ③	傍系世帯数 ④=①×②×③	取得希望世帯率 ⑤	取得希望世帯数 ⑥=④×⑤	墓地需要数 ⑦=④+⑥÷2	年間墓地需要数 ⑧÷5
2016～2020年	16,266人	0.774	0.183	2,304	0.170	2,140	2,222	444
2021～2025年	16,609人			2,353		2,185	2,269	453
2026～2030年	16,485人			2,335		2,169	2,252	450
2031～2035年	16,254人			2,302		2,139	2,221	444
2036～2040年	15,650人			2,217		2,059	2,138	427

※定着係数、傍系世帯率、取得希望世帯率は「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究 平成26年度 総括研究報告書」記載による。

<sup>9</sup> 「大阪府方式」とは、死亡者の発生に着目して居住者の定住性の傾向や墓地の購入意識を踏まえた上で、分家した世帯が1世帯につき1墓所持つことを仮定して推計する方法で、生前取得や改葬等による墓地需要は考慮されない。



## 第5章 今後の市営墓地の在り方

### 1 市営墓地の必要性

国は、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）において、墓地行政は、公衆衛生上の規制にとどまらず、墓地の永続性（安定的な経営・管理）の確保、利用者の多様なニーズへの対応など、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整が重要とされ、墓地の新設については、地方公共団体が住民のニーズを十分に検討した上で、自ら設置、経営することを含めて、主体的にその要否を判断すべきと示しています。

また、墓地経営主体は、墓地の永続性・非営利性の確保の観点から、原則、市町村等の地方公共団体とされており、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られることとされています。

前述のとおり、今後も呉市内において一定の墓地需要が見込まれる以上、市営墓地においても民間墓地等との役割分担を踏まえた対応を行う責務があります。

#### ○ 墓地経営・管理の指針等について

（平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）（抄）

墓地埋葬法第1条には（中略）、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、その他の公共の福祉の見地からも制約を加え、調整を行うべきものとされている。近年の火葬率の上昇（平成10年度で約98.4%）にかんがみると、公衆衛生の確保もさることながら、これ以外の部分、例えば墓地の永続性（安定的な経営・管理）の確保、利用者の多様なニーズへの対応など、利用者の利益の保護、あるいは広域的な需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整が重要である。（中略）

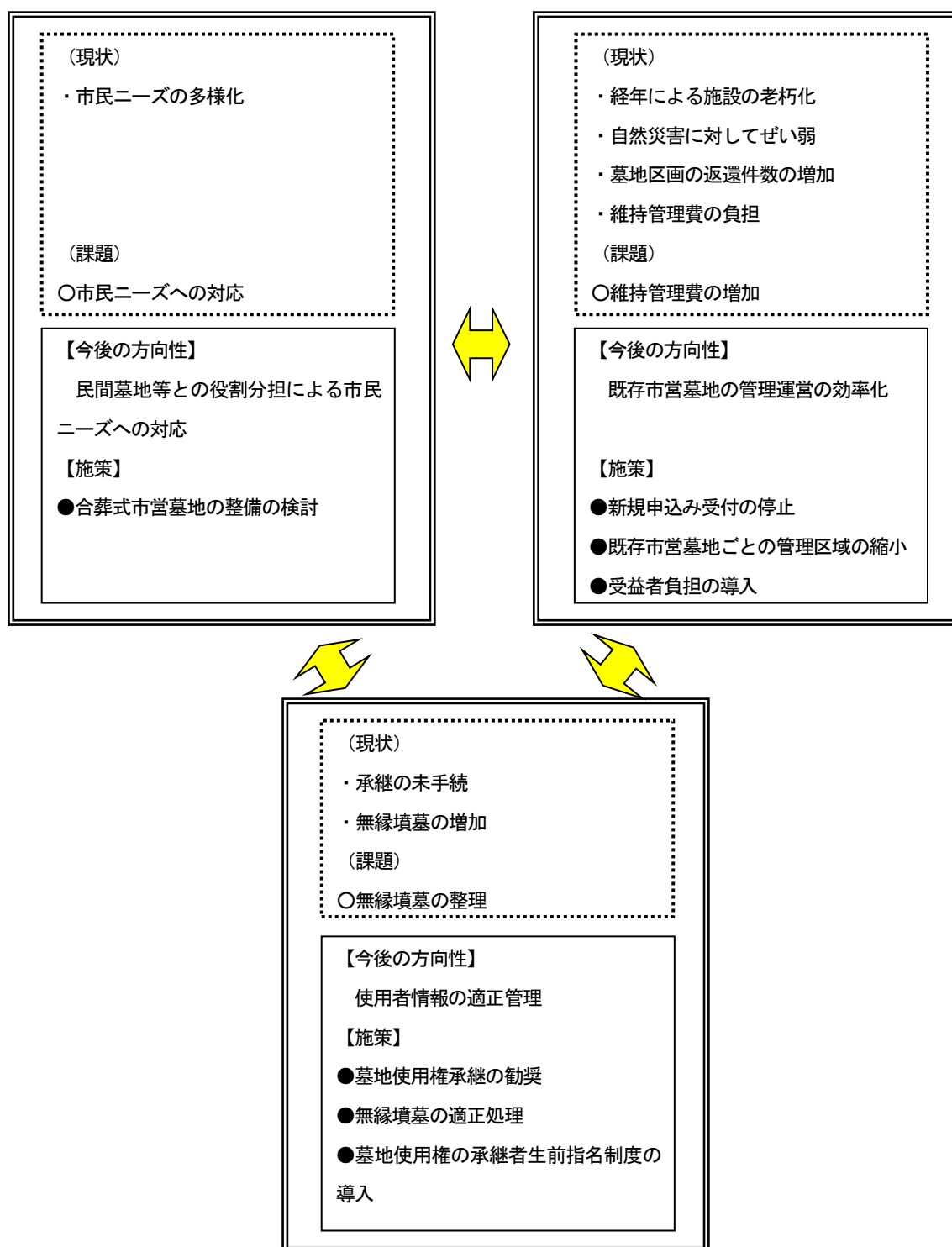
一方、我が国の歴史をみても、個々に墓石を建立した墓地に葬るという習慣が一般大衆まで広く普及したのは比較的新しいこととされており、またこのような葬法は万国共通の普遍のものというわけではない。家族の多様化や、狭い国土での墓地造成に限りがあること等も考えると、納骨堂の利用や、有期限の墓地利用など、墓地供給についての新たな視点も重要と考えられる。（以下略）

墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。（中略）地方公共団体が行うことの望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性のない）運営を行うことができ、住民が安心して利用できることである。（以下略）

## 2 基本方針

市営墓地に関する諸課題の解決に向けて、以下の施策に取り組み、民間墓地等との役割分担を踏まえて、適正かつ効率的な管理運営を目指します。

なお、蒲刈墓地については、平成13年の造成で他の市営墓地と比べ新しく、施設も市有墓地と同程度に整備されているため、本方針では蒲刈墓地を除く旧呉市内12箇所の市営墓地を対象とします。



### 3 今後の方向性と施策の方針

#### (1) 民間墓地等との役割分担による市民ニーズへの対応

呉市内における民間墓地等の設置状況は次のとおりであり、特に昨今は納骨堂の整備は目覚ましいものがあります。その一方で、この中の比較的大規模施設に対する聞き取り調査によれば、調査時点で区画割り墓地は約2割程度、納骨堂については約4割程度の空き区画があるという状況です。

##### 【市内の区画割り墓地・納骨堂・合葬墓の設置状況（宗教法人分：令和元年8月現在）】

区 分	法人数	施設数	区 画 数
区画割り墓地	53	87	20,607
納 骨 堂	26	27	8,295
合 葬 墓	4	4	—

※呉市保健所が許可した数である。なお、既に墓地としての経営許可を受けている区画に設置する合葬墓については、新たな許可は不要であるため含まれていない。

民間墓地等がこのような状況にある中においては、今後の市営墓地の整備に当たっては、民間墓地等との役割分担を明確化し、墓地について不安を抱える単身高齢者世帯や子どもがいない世帯等の承継者がいない者でも安心して利用できる墓地や、生活困窮などの理由により墓地の取得が困難な者でも利用できる安価な墓地の整備など、民間墓地等では十分な対応が困難な市民ニーズへの対応に重点化する必要があります。このため、次の施策について検討します。

#### ア 合葬式市営墓地の整備の検討

民間墓地等では十分な対応が困難な市民ニーズへの対応として、承継者不要で、区画割り墓地や納骨堂と比較して省スペースかつ安価な使用料で提供可能な合葬式市営墓地の整備を検討します。

合葬式墓地は、家族の形態や経済的な事情にかかわらず等しく遺骨の埋蔵場所を確保するという福祉的な視点からも有効です。また、その利用形態上、合葬室への遺骨の埋蔵（納骨）は専ら施設管理者が行うほか、使用者は共通のモニュメントの前でお参りし施設の内部には立ち入らない形式であることから、墓石等を使用者の責任において設置・管理する区画割り墓地と異なり、施設の全体が共用部分となるものです。

このように、合葬式墓地は管理運営についての永続性が強く求められる形式の墓地であることから、市営墓地としての整備を検討するものです。

#### (合葬式市営墓地の整備により期待される副次的効果)

合葬式市営墓地の整備による効果としては、承継を前提としない安価な墓地施設の供給という直接的効果のみならず、次のような副次的効果が期待されます。

第1に、現在実施中の市営墓地使用者の実態調査により無縁墳墓と認められた遺骨の改葬先としても活用することにより、合葬式墓地を整備している他都市事例か

らみても、無縁墳墓の整理や墓地の無縁化防止への対策といった効果が期待されま  
す。

第2に、墓参や承継に不安を抱える市営墓地からの改葬が期待できるなど、(2)  
の既存市営墓地の管理運営の効率化にも寄与するものと考えられます。

第3に、無縁遺骨<sup>10</sup>を収容する「呉市無縁の塔」が収容件数の増加により将来的  
に満杯となることを見込まれる中で、一定期間を経過した無縁遺骨を合葬式墓地の  
中に収容する機能を取り入れることにより、施設の有効活用と経費の削減を図るこ  
とが可能となります。

#### 【無縁遺骨の収容件数の推移】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
28件	35件	33件	49件	34件

## (2) 既存市営墓地の管理運営の効率化

合葬式市営墓地の整備を検討する一方で、山間の谷間や急傾斜地などの危険区域に  
造成されている市営墓地を適正に維持管理していくためには、既存市営墓地の縮小な  
ど効率的な管理運営を行う必要があります。

このため、次の施策について検討します。

### ア 新規申込み受付の停止

使用希望もなく適正な維持管理が困難な高所部等の区域や法面崩壊等の危険性の  
ある区域については、現在でも新規の使用許可の対象から除外していますが、この  
対象を拡大し、蒲刈墓地を除く既存市営墓地全体について、新規の申込み受付を停  
止します。

### イ 既存市営墓地ごとの管理区域の縮小

返還により新たに発生した空き区画のうち災害の危険性が低いと思われる低所部  
等の区画を高所部や災害の危険性の高い区画からの移転先区画として活用するほか、  
(1)の合葬式市営墓地の活用を含む移転促進策の導入の検討により、既存市営墓地ご  
との管理区域の縮小を図ります。

### ウ 受益者負担の導入

市営墓地は施設の老朽化が著しく改修費などの維持管理費も年々増加傾向にあり  
ますが、その財源は全て一般財源により賄っています。市営墓地は、墓地使用者と  
いう特定の者が利用しているものであることから、受益者負担の考えに立脚し、個々  
の使用者に応分の負担を求めるために、維持管理費について受益者負担を求める制  
度の導入を検討します。

受益者負担の導入に当たっては、個々の墓地区画における使用者情報が適正に管

<sup>10</sup> 無縁遺骨とは、身元不明や孤立死等による引取り手がない遺骨のことである。現在、呉市斎場敷地  
内にある「呉市無縁の塔」にて保管しているが、約2年後には満杯の見込みである。

理されていることが前提であることから、墓地使用权の承継手続や無縁墳墓の整理を進めていく必要があります。

また、市営墓地の使用許可を受けているが、未だに墓石を建立していない利用者などもあるため、受益者負担を導入することにより、未建立の利用者に対する墓地返還の契機となります。

さらには、受益者負担の納入状況等により、利用者の生存・所在等の確認ができるため、無縁墳墓化防止対策としても期待できます。

### (3) 利用者情報の適正管理

利用者の実態を把握するために、手続勧奨を行うことで連絡先不明の使用区画の削減や無縁化の防止を図り、市営墓地利用者情報の適正化を図ります。

#### ア 墓地使用权承継の勧奨

前述のとおり、市営墓地は100年近くを経過しているものもあり、年数の経過に伴い利用者の所在や生存確認を十分に把握することが困難となる傾向にあります。こうした中、平成28年度に新たに墓地台帳管理システムを構築し、利用者情報の適正化に努めています。

具体的には、墓地台帳管理システムに登録されている利用者の住所地と住民基本台帳との照合を定期的に行い、利用者の異動事由を死亡・市外転出・市内転居等に分類した上で、手続について勧奨文書を発送しています。手続がなされない場合は、戸籍・附票等を取り寄せるなど利用者の追跡調査を行っています。

また、利用者が市外居住者である場合、住民基本台帳との照合ができないため、定期的に、利用者の戸籍・附票等を取り寄せるなど実態調査を行い、異動が判明した場合は手続勧奨を行っています。

使用权の承継手続件数については、次表のとおり利用者の実態調査に基づく使用权の承継の手続勧奨を行った平成29年度で593件、平成30年度で418件と増加しており、こうした手続勧奨を今後も積極的に実施していきます。

#### 【墓地使用权の承継手続件数の推移】

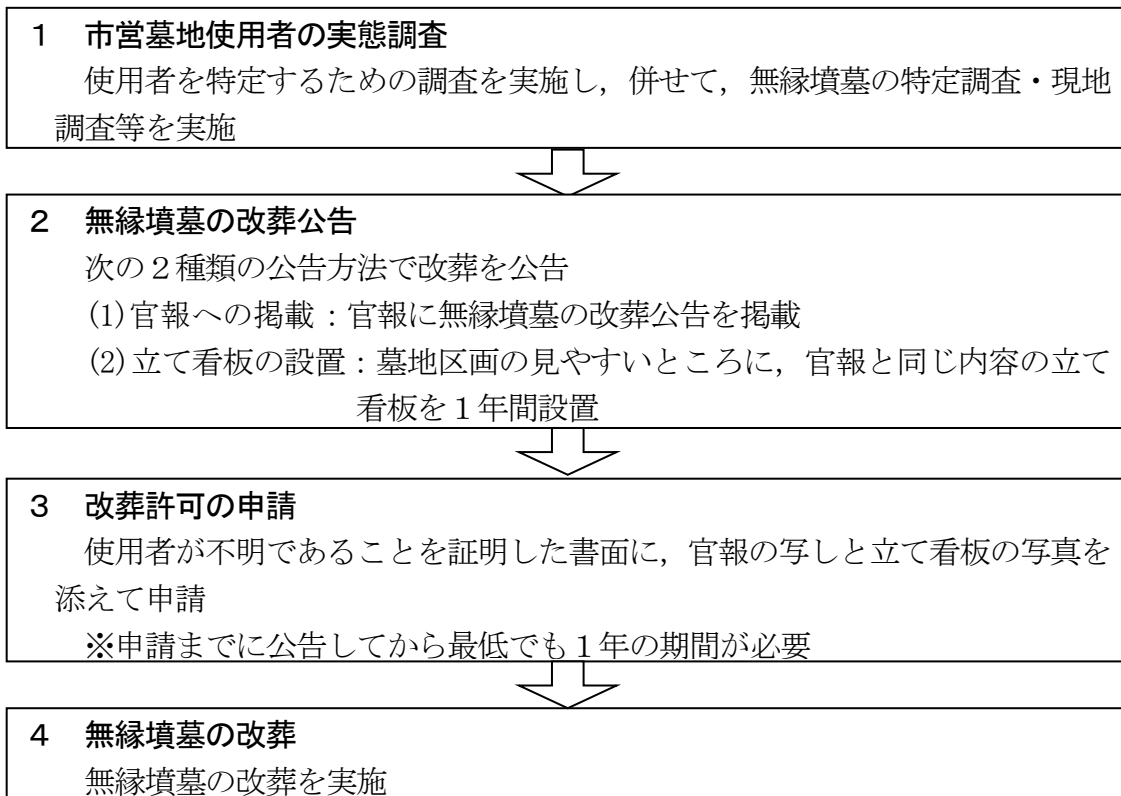
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
206件	179件	127件	593件	418件

#### イ 無縁墳墓の適正処理

利用者の実態調査をした結果、無縁墳墓と認められる場合は、次のとおり法令による手続を経て、無縁改葬<sup>11</sup>を行います。

無縁改葬後、墓地区画に残置された墓石等については、計画的に墓石等の撤去を行い、市営墓地縮小の促進を図ります。

<sup>11</sup> 無縁改葬とは、縁故者がいなくなった遺骨について、縁故者に代わって遺骨を別の墓地等に移すこと（すなわち「改葬」のことをいう。）である。



**【墓地使用者実態調査の状況】**

年 度	全区画数	正常区画	手続済区画	無縁公告区画	調査中区画	空き区画
29年度末	9,600件	4,470件	2,784件	58件	1,213件	1,075件
30年度末	9,600件	6,768件	780件	61件	894件	1,097件

※表中の正常区画とは、当該年度当初において使用者情報が住民基本台帳等と一致している区画数

※手続済区画とは、当該年度において手続勧奨等により手続を行って正常区画となった区画数

※無縁公告区画の件数は、無縁墳墓の改葬公告を行った区画数の累計

**ウ 墓地使用权の承継者の生前指名制度の導入**

墓地使用权の承継は、現行では原則として使用者の死亡を条件としていますが、使用者の死亡後では承継者を親族間で決めるまでに時間を要する場合や、承継者を決めても承継手続がなされないままである場合もあり、無縁墳墓化を招く要因ともなっています。

このため、使用者が存命中に親族間で協議の上、使用者に承継者を指名してもらうことを可能とすることにより、円滑な墓地使用权の承継による無縁墳墓化の防止を図ります。

#### 4 その他

墓地に関する条例・規則は、呉市墓地条例及び呉市墓地条例施行規則のほか、呉市公共事業の実施に伴う呉市有移転墓地規則並びに呉市公園墓地条例・公園墓地条例施行規則がありますが、これらの規定の間で、墓地使用許可の取扱いや手続書類、条文上の文言などの整合が取られていない部分があります。

このため、本方針に掲げる施策を実施するための条例・規則改正を行う際に、現実に即した規定となるよう、墓地に関する条例・規則全般の見直しを併せて実施します。

参考資料

【総人口、年齢3区分人口、世帯数、一世帯当たり人員】

(単位：人、世帯数、%)

年次		人 口			世帯数	一世帯 当たり人員	
		総人口	年齢3区分人口				
			0～14歳 割合	15～64歳 割合			65歳以上 割合
昭和30年	1955	299,695	-	-	-	70,726	4.24
35	1960	291,887	84,323 28.9%	187,817 64.3%	19,747 6.8%	74,511	3.92
40	1965	301,955	71,668 23.7%	207,492 68.7%	22,795 7.5%	83,583	3.61
45	1970	306,222	69,718 22.8%	210,382 68.7%	26,122 8.5%	90,600	3.38
50	1975	311,786	72,934 23.4%	208,091 66.7%	30,665 9.8%	96,327	3.24
55	1980	302,766	67,155 22.2%	199,565 65.9%	35,989 11.9%	98,039	3.09
60	1985	293,584	57,534 19.6%	195,584 66.6%	40,445 13.8%	98,292	2.99
平成2年	1990	280,429	44,622 15.9%	189,830 67.7%	45,878 16.4%	98,521	2.85
7	1995	270,179	37,683 13.9%	179,886 66.6%	52,601 19.5%	99,793	2.71
12	2000	259,224	34,065 13.1%	165,949 64.0%	59,198 22.8%	100,754	2.57
17	2005	251,003	31,413 12.5%	154,280 61.5%	64,140 25.6%	100,514	2.50
22	2010	239,973	28,669 11.9%	140,886 58.7%	70,210 29.3%	98,654	2.43
27	2015	228,552	25,905 11.3%	124,928 54.7%	76,204 33.3%	97,412	2.35

資料：国勢調査（単位：人、世帯数、%）

※ 合併後の市域の数値  
 ※ 年齢不詳があるため、総人口と年齢3区分人口の総和は一致しない場合があります。  
 ※ 「-」は数値不詳

【自然動態】

(単位：人)

	自然動態		
	出生数	死亡者数	増 減
昭和55年度	3,452	2,404	1,048
60	2,891	2,500	391
平成2年度	2,469	2,544	-75
7	2,218	2,739	-521
12	2,120	2,780	-660
17	1,774	2,919	-1,145
22	1,858	3,021	-1,163
27	1,588	3,192	-1,604

資料：人口動態統計

※ 合併後の市域の数値



【一般世帯，核家族世帯，単身世帯，高齢者のみの世帯】

(単位：世帯，%)

	平成2年		7年		12年		17年		22年		27年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
一般世帯数	98,272	100.0	99,591	100.0	100,535	100.0	99,378	100.0	98,426	100.0	97,184	100.0
核家族世帯数	65,413	66.6	65,125	65.4	64,947	64.6	63,309	63.7	61,095	62.1	58,027	59.7
単身世帯数	20,436	20.8	22,993	23.1	25,853	25.7	27,261	27.4	29,439	29.9	32,286	33.2
高齢者のみ世帯数	17,260	17.6	21,075	21.2	24,911	24.8	27,540	27.7	30,159	30.6	32,704	33.7
高齢夫婦世帯数	8,968	9.1	11,086	11.1	12,846	12.8	14,036	14.1	15,108	15.3	16,034	16.5
高齢単身世帯数	8,292	8.4	9,989	10.0	12,065	12.0	13,504	13.6	15,051	15.3	16,670	17.2

資料：国勢調査（単位：人，世帯数，%）

- ※ 合併後の市域の数値
- ※ 一般世帯とは，施設等の世帯以外をいう。
- ※ 高齢夫婦世帯とは，夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。
- ※ 高齢単身世帯とは，65歳以上の一人のみの一般世帯をいう。

